

新居浜市・別子山村合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新居浜市・別子山村合併協議会規約（以下「規約」という。）第9条第3項の規定に基づき、新居浜市・別子山村合併協議会（以下「協議会」という。）の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、原則として公開するものとする。ただし、委員の2分の1以上の賛成があるときは、公開しないことができるものとする。

2 会議の運営に関しては、公平・公正な協議の推進に努めるものとする。

(会長等の責務)

第3条 会長は、規約第9条第2項の規定により会議の議長となり、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉等)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(表決)

第5条 会議の議事は、全会一致をもって決することを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、協議会の運営に関する事項については、出席委員の2分の1以上の賛成をもって決する。

(傍聴)

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴については、会長が別に定める。

(会議録)

第7条 議長は、次の各号に掲げる事項を記録した会議録を調整するものとする。

(1) 開催日時及び場所

(2) 出席委員等の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) その他会長が必要と認めた事項

2 会議録は、協議会において定めた2名の委員が署名するものとする。

(会議録等の公開)

第8条 会議録及び会議に提出された文書は、原則として公開とする。

2 前項の公開は、会長が別に定める方法により行うものとする。

(規律)

第9条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(関係者の出席)

第10条 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年4月22日から施行し、平成14年4月1日から適用する。